

職務内容書

独立行政法人福祉医療機構 監事（非常勤）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

福祉医療機構は、福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療事業の健全な発展を総合的に支援する役割を担っています。

この機構における多岐にわたる事業の業務監査、法人の財産等の会計監査及び理事の業務執行を監査する監事として、300名程度の組織を監査する能力・経験を有し、福祉医療の専門的な知識により、中立性・公平性を担保して監査業務を遂行できる人材を求めています。

1. 機関名：独立行政法人福祉医療機構

（法人の業務概要）

国の政策と密接に連携しつつ、社会福祉施設・医療施設の整備等への貸付、民間地域福祉活動への助成、福祉保健医療情報サービスなど公共性の高い多様な事業を公正かつ、総合的に実施することによって、我が国の福祉の増進及び医療の普及向上に貢献する。

2. ポスト：監事 1ポスト1名

（任期 1年9カ月：～平成23年9月30日）

3. 職務内容

機構の事業・業務（8事業・1業務）の業務監査、法人の財産等の会計監査及び理事の業務執行を監査するとともに、法人の長及び主務大臣に監査結果に基づき意見を提出する。

また、他の独立行政法人等の監事との意見交換による情報収集を行う。

（1）福祉・医療貸付事業

社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業

（2）経営支援事業

社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業

（3）長寿・子育て・障害者基金事業

社会福祉振興事業者に対する助成金事業

（4）退職手当共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業

- (5) 心身障害者扶養保険事業
都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険とする心身障害者扶養保険事業
- (6) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET)
福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
- (7) 年金担保貸付事業
厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保として小口の資金の貸付事業
- (8) 労災年金担保貸付事業
労働者災害補償保険法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保として小口の資金の貸付事業
- (9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務
- (10) その他
独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第8号の社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業、同条同項第14号のその他付帯する業務

4. 必要な資格・経験

- 原則として任期満了時点で65歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- 中立性・公平性を確保し、在任中は利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 300名程度の組織に対し、業務監査及び会計監査を行うに足る能力を有していると認められること。
- 経営管理、管理会計、各種経営改善ツール及びリスクマネジメントの知識を有していること。
- 政策金融及び資金運用等の業務監査に必要な知識があること。
- 情報システムに関する知識があること。
- 福祉・医療分野に深い知識と関心(経験)があること。特に福祉分野に精通又は深い知識と関心(経験)があること。

5. 勤務条件

- 勤務形態：非常勤(週2日)
- 勤務地：本部(東京都港区)
- 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

○給 与：4,536 千円（平成 20 年度実績）

○退 職 金：なし

○健康保険：なし

○厚生年金：なし

6. 選考方法

(1) 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

(2) 二次選考（面接）

(3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（JIS規格履歴書に写真を貼付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書（A4版 2000字程度）

テーマ「地域の福祉と医療の向上を目指すために何をすべきか」

(2) 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房人事課

電話：03-3595-2077（直）

(3) 応募期限

平成21年11月25日（水）必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、監事になることはできません。

○独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

は、役員となることができない。